

記 録

令和 4 年 6 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 6 月 2 8 日 (火)

令和4年6月農業委員会定例総会議事録

令和4年6月農業委員会定例総会を令和4年6月28日（火）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主任主事	井本彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

4番 11番

日程第2 議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第49号 非農地証明願いについて

議案第50号 農地のあっせん申出について

議案第51号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第52号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第29号 農地改良届について

報告第30号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第31号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

4 番

1 1 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 6 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。
- それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名に 4 番治田健委員、11 番海野善文委員を指名します。
よろしくお願いいたします。
次に議案審議に入ります。
まず議案第 39 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号 7、土地の所在地塩見、地目は畑、面積は 270 ㎡外 1 筆で、畑の合計が 745 ㎡です。
転用目的は牛舎及び堆肥舎です。こちら、追認と記載していますが、ご本人は平成 30 年に牛舎を、令和 3 年に堆肥舎をそれぞれ建設したいということで事務局へ相談にいらっしやいました。その当時、それぞれが 200 ㎡未満ということで、用途変更届を出すように説明し、地区担当委員の確認を受けた上で提出されていまして。しかし、この申請地が農業振興地域農用地区域であったかが明らかとなり、農用地区域の用途変更をするよう指導しました。用途変更手続きを行う中で、県よりこの案件は転用手続きすべきとの指導を受けたため、申請人へ説明し、今回追認で申請をしていただくこととなりました。
申請人は手続きについて建築前に相談にきていたことから、追認に関する始末書は日向市農業委員長名で添付しています。
申請地は農用地区域に該当しますが、農用地利用計画に即した土地利用であるため、不許可の例外に該当します。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当しません。
以上 1 件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号 7 担当の 9 番委員および 16 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9 番委員 9 番委員です。補足はありません。
- 16 番委員 16 番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。

記 録

議長	<p>全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号10、土地の所在地は、東郷町山陰、地目は畑、地積は202㎡です。今回、申請地隣接地の空き家と一緒に売買されることとなり、空き家の敷地では駐車場が不足するというので、駐車場へ転用したいと申請されたものです。 権利の種類は、売買による所有権移転です。周辺には、農地等はありません。雨水の排水は敷地内自然浸透及び既存水路で行い、汚水の排水はありません。申請地は周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。 続きまして、11番、土地の所在地は東郷町山陰、地目は畑、地積は347㎡外4筆で、畑の合計が3,459㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は畜舎及び道路となっています。譲受人は、現在申請地の隣接地で畜産業を営んでいますが、畜舎が老朽化していることから、立て替えに合わせて規模拡大を図るため、申請されたものです。 近くに耕作している農地はないのですが、同じく畜産業を営む者が2経営体いらっしゃいます。その方たちや、地元に対してはすでに説明を行い、了承を得ているとのこと。特に、地元のかたからは臭い対策だけはしっかりしてくれれば問題ないといわれていることもあり、ご本人も従来の対策にプラスアルファ、多少経費は嵩んでも行っていくと話されていました。 申請地は周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。なお、畜舎建設後には農業振興地域農用地区域への編入を予定していますが、その際には別途、農地部会で現地調査を行うこととなります。 農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。 以上2件、皆さんのご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号10担当の14番委員および30番委員から補足があれば説明をお願いします</p>
14番委員	<p>14番委員です。問題ありません。</p>
30番委員	<p>30番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>次に、番号11担当の14番委員および29番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番員です。事務局からの説明の通りですが、今回の地区には三つの班があり、班長からそれぞれ地域の人に説明をいたしております。 それから7 月に区会の開催が予定されており、承諾の印鑑を押すことになっております。その際、公害防止協定を結ぶこととなります。 以上です。</p>

記 録

- 議長 はい、ありがとうございました。29番委員から補足はありますか。
- 29番委員 29番委員です。
ただいま説明のあった14番委員と同じですが、先日区長に直接聞き取りいたしまして、7月の班長会で公害防止協定を新たに結ぶということを聞いております。
問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございました。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので原案の通りとします。
それではここで一旦休憩をいたします。
- (休憩)
- 議長 再開します。次に議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定についてであります。
それでは、番号15から18までを事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号15、16は関連がありますので併せて説明をします。受付年月日が令和4年6月9日。土地の所在地は、美々津町です。約4反の農地を相互に交換するもので、所有権の移転の時期は令和4年7月1日です。
番号15の所有権の移転を受ける者は主に畜産業を営む認定農業者で、番号16の所有権の移転を受ける者は、畜産業や露地野菜を営む認定農業者である法人の代表者で、3月の総会であっせん譲受け等候補者名簿に登録されています。
続きまして、番号17、18も関連がありますので併せて説明をします。受付年月日が令和4年6月9日。土地の所在地は、美々津町です。約1反の農地を相互に交換するもので、所有権の移転の時期は令和4年7月1日です。
番号17の所有権の移転を受ける者は水稻や露地野菜を営む専業農家で、3月の総会であっせん譲受け等候補者名簿に登録されています。
以上4件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
それでは、番号15から18担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員です。
特に問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございました。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はござい

記 録

議長	ませんでしょうか。 ないようすでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 ここで休憩します。 (休憩)
議長	再開します。 それでは、番号19から20までを事務局に説明をお願いします。
事務局	番号19、20は関連がありますので併せて説明をします。受付年月日が令和4年6月14日。土地の所在地は、東郷町山陰です。農地を相互に交換するもので、所有権の移転の時期は令和4年7月1日です。 番号19、20の所有権の移転を受ける者は双方とも主に施設園芸を営む認定農業者で、番号20の土地に、所有権の移転を受ける者が経営するハウスの一部がかかっていると言うことで、双方合意の下、今回の申請に至ったということです。 以上2件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 次に、番号19および番号20担当の12番委員および29番委員から補足があれば説明をお願いします。
12番委員	12番委員です。先日現地も確認しましたが、問題ないと思います。
29番委員	29番委員です。問題ありません。
議長	ありがとうございました。 それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。 ないようすでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第48号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定についてであります。 それでは、事務局に説明をお願いします
事務局	今回、3件申請が出されていますが、全てすでに集積しているものの更新となりますので、説明は割愛させていただきます。 田が11筆で10,419㎡、期間は全て令和4年8月1日から5年間で、32、34は反当たり15,000円の賃貸借、33は使用貸借での貸付けど

記 録

事務局	なっています。それぞれの配分先につきましては、報告第30号別紙をご覧ください。
議長	ありがとうございました。 それではただいま説明のありました案件につきまして、質疑等はございませんでしょうか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第49号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	番号の13につきましては、先日、事務局と担当委員で現地へ行ったのですが、周辺の土地を切り開いてまして、ここでも何かするか聞いたところ、売買をして、しいたけのホダ木をおくということで。そういうことであれば5条の転用許可申請を行ってくださいというお話をしましたので、13については後日取下書を出していただくことになりましたので、今回の議案からは削除をお願いします。なお、申請地が農業振興地域農用地区域であることから、そちらの除外から手続きをするよう説明を行ったところです。 それでは、受付番号14番、土地の所在地が幸脇、登記地目が田、面積が495㎡外8筆で、田の合計が998㎡、畑の合計が2,722㎡の合計3,720㎡です。 先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり、雑木の生い茂った山林の状態、もう10年以上耕作放棄され、今後も農地として利用できないような土地でございました。 続きまして、受付番号15、土地の所在地が幸脇、登記地目が畑、面積が652㎡です。こちらも10年以上耕作放棄され、雑木が生い茂って山林化しており、今後も農地として利用できないような土地でございました。 以上2件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号14および番号15担当の10番委員および26番委員から補足があれば説明をお願いします。
10番委員	10番委員です。現地調査日に所用で参加できず、後日26番委員から報告を受けた内容から問題ないと思われまます。 以上です。
26番委員	26番委員です。6月24日に現地立ち会いを行いました。 問題ありません。
議長	はい、ありがとうございました。 それではただいま説明のありました案件につきまして、他に質疑等はございませんでしょうか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

記 録

(全員挙手)

- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第50号農地のあっせん申出についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号の12番、土地の所在地が、財光寺、地目が畑、地積が1,038㎡外4筆で、田が1,038㎡、畑が4,152㎡で合計5,190㎡となっています。
今回、申出人よりこちらの農地を借りたいということで申出を受けています。借りることができたら、飼料用稲や露地野菜を作付けしたいとのことです。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
本日、農地部会が開かれました。農地部会長に報告をお願いします。
- 農地部会長 本日総会前に農地部会を開催したため、その報告をします。
農地部会で検討しまして、総会であっせんを受けるということになれば、4番治田委員、24番児玉委員、28番赤木委員にあっせん委員をお願いしてはどうかという意見にまとまりました。
よろしくをお願いします。
- 議長 はい、ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等ございませんでしょうか。
はいどうぞ。
- 28番委員 28番委員です。
今回申出のあった農地の一部に早期水稻を耕作されていたところがあります。恐らくその1つ南の農地かと思われます。
申出を行いたい場所があるかの確認のための報告です。
以上です。
- 議長 事務局をお願いします。
- 事務局 こちらの案件につきましては、総会資料送付後に追加で借りたい農地のリストも上がってきています。
今回あっせんの申し出を受けることが決まりましたら、その農地も含めて、申出者とあっせん委員に決まった委員の方々を交えて現地を確認し、作付状況と照らし合わせて、あっせん申出者の意向を確認していきたいと思っております。
その際、場所の確認も行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 24番委員 申出人は、認定農業者でこれまでも多くの田をきれいに管理されている人なので、間違いなくしっかり管理されると思います。
田には水稻を作られると思いますが、畑には何をつくるか聞いていますか。

記 録

- 事務局 地目が畑の農地も現況が田として使える場所では、飼料用稲、畑では息子さんが露地野菜を栽培されていることから、野菜の作付を行うとお伺いしております。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等ございませんでしょうか。
それでは、まず、4番治田委員、24番児玉委員、28番赤木委員にあっせん委員を引き受けてくださるか本人の承諾を確認します。
4番治田委員よろしいですか。
- 4番委員 はい。
- 議長 24番委員児玉委員よろしいですか。
- 24番委員 はい。
- 議長 28番赤木委員よろしいですか。
- 28番委員 はい。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、本人の承諾が確認できましたのでお諮りします。あっせん委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
それではここで一旦休憩をいたします。
- (休憩)
- 議長 それでは、総会を再開します。
次に議案第51号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 農業委員会事務の実施状況等については、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されていることから、今回、議案として審議していただくものでございます。
それでは、内容について説明します。議案第51号別紙を御覧ください。
Ⅰ「農業委員会の状況」では、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。
Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」につきまして、現状及び課題、目標及び実績等については、記載のとおりです。令和3年度の新規集積は14.1haとなっています。
続きまして、Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、参入実績については4経営体で面積は3.7haとなっています。主に露地果樹での参入があったことで面積が目標を大きく上回る結果となりました。

事務局	<p>IV「遊休農地に関する措置に対する評価」につきましては、解消実績が目標値を100%達成していますが、これはA分類からB分類へ変更になったことによる結果であり、遊休農地が実際に解消されているわけではありません。</p> <p>続きまして、V「違反転用への適正な対応」についてです。課題や実績等については記載のとおりでございます。</p> <p>VIの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」については、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務などの実績を記載しております。</p> <p>VII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。こちらにつきましては、特段、要望・意見等はございませんでした。</p> <p>VIII「事務の実施状況の公表等」ですが、総会等の議事録、活動計画の点検・評価の公表につきましては、市ホームページにおいて公表しています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは説明のありました案件につきまして、質問等ございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので原案の通りとします。</p> <p>次に議案第52号令和4年度最適化活動の目標の設定等についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>I「農業委員会の状況」では、51号同様、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。</p> <p>めくっていただいて、II「最適化活動の目標」からが特にご審議いただきたい内容となります。統計・調査上、固定となる数値もありますので、主にご審議いただきたい点についてのみ説明します。</p> <p>まずは「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」についてです。この内、「②目標」では令和5年度末に集積率が80%と掲げています。こちらは、県の目標が80%に設定されているため、市町村は県の目標を下回る目標は立てられないこととなっています。この80%に向けて、非常に厳しい状況ではありますが、今年度は初年度ということもあり、新規集積面積を10haとして事務局案を提示しています。</p> <p>次の「(2) 遊休農地の解消」については、令和3年度の農地パトロールや、その後の意向調査等によるものを記載しています。「(3) 新規参入の促進」についても、これまでの実績を踏まえた数値を記載しています。</p> <p>次の「2 最適化活動の活動目標」が非常に重要な点になります。1人当たりの活動目標を7日として事務局案を提示しています。そして、農地利用最適化推進委員は全員最適化活動を行う必要がありますが、農業委員は市町村毎の判断に委ねられています。事務局案としては、委員全員が行うこととして提案させていただきます。</p> <p>「(2) 活動強化月間の設定目標」以降につきましても、記載のとおり事務局案を提示しています。それぞれの時期になりましたら、前の月の総会でお知らせ等を行い、強化月間を意識して活動に取り組んでいただきたいと思います。</p>

記 録

- 事務局 事務局からは以上です。
- 議長 ありがとうございます。
それでは説明のありました案件につきまして、質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告26号から第31号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付について、ご報告申し上げます。
先ず、報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では28ページです。
届出の件数は2件、土地は田1筆、畑1筆で面積は 504㎡であります。
転用の目的につきましては、住宅であります。
次に、報告第27号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では31ページです。
届出の件数は9件、土地は田2筆、畑8筆で面積は 2,760㎡であります。
転用目的につきましては、住宅、駐車場であります。
次に、報告第28号、農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。議案書では37ページです。届出の件数は2件であります。
次に、報告第29号、農地改良届についてであります。議案書では39ページです。届出の件数は3件であります。いずれも盛土を行っております。
次に、報告第30号、農地中間管理事業に伴う農地配分計画についてであります。議案書では41ページです。市農業畜産課から提供された情報であります。4件、田11筆 10,419㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第30号別紙をご覧ください。
最後に、報告第31号、農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書では43ページです。4月の定例総会にて可決した4条申請2件と5条申請3件が県知事許可されています。
以上ご報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。